令和6年度 駐車監視員活動ガイドライン

「駐車監視員」とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置 車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことで、法律上の資格が必 要とされています。(反則告知したり、金銭を徴収したりすることはありません。) 本ガイドラインは、駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活 動 方 針

駐車監視員は、下記の路線、地域を重点に巡回し、放置車両の確認等を

実施する。 なお、必要に応じて警察署長の指示により、その他の場所において放置 車両の確認等を実施する。

活 動 路 線

◎ 最重点路線

路線(区間)	重点時間帯
・ 国道230号	
(南9条から南29条までの間及びその周辺)	
・ 市道旭山公園米里線 (南9条西1丁目から南9条西18丁目までの間及びその	5 時~ 2 2 時
周辺)	O in ,
• 道道西野白石線	
(南21条西7丁目から南21条西14丁目までの間及び その周辺)	

活 動 地 域

◎ 重点地域

地域	重点時間帯
山鼻地区	
(南9条(10条)から南25条(南北)まで西1丁目 から西22丁目(東西)までの間及びその周辺	5 時~ 2 2 時

札幌方面南警察署